

那覇浄化センター 消化ガス発電設備整備事業
実施方針に関する質問書への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
1	2	1	7	(2)	イ	維持管理に関する業務	「・消化ガス性状の確認及び適正管理」の項目について、要求水準書(案)の同項目では「・消化ガス性状の確認及び適正管理及び事業者への定期連絡」となっていることから、要求水準書(案)同様と読み替えて差し支えないか。	要求水準書(案)と同様と読み替えてください。
2	5	2	3	(3)	ウ	本施設の保守点検等に必要参加資格	「(7) 単体企業又は企業グループの構成員の1者以上の者が、沖縄県の競争入札参加資格者名簿〔物品〕に登録されていること。」とした記載がある。当該登録については、保守契約前までに実施(登録)すればよいとの認識だが、間違い無いか。	競争入札参加資格者名簿への登録の期限については企画提案書の提出期限日までとします。 なお、企画提案書の提出期限日までに入札参加資格者名簿への登録が完了しないと見込まれる場合の対応は募集要項に記載します。
3	7	3	1	—	別紙1	リスク分担(案)	注釈「※4」について、同表何れのリスクの種類/リスクの内容」に紐付いたものか。	誤記のため、※4は削除します。
4	5	2	3	(3)	ウ(ア)	本施設の保守点検等に必要参加資格	「単体企業～名簿〔物品〕に登録されていること。」の部分、登録の期日(目安)は”保守契約前までに”との認識だが、間違い無いか。	2に同じ
5	1	1	1-6			事業期間	「ただし、下記期間は県が公募時に想定する工期であり、最終的には事業者の提案期間に基づき県と事業者の協議により定める。」とあります。工期とは、設計・建設工事の期間なのか、維持管理の期間なのか、両方なのか、いずれかご教示願います。	両方の期間を表します。
6	1	1	1-6			事業期間	「(1) 設計・建設工事 契約締結の日の翌日から令和10年3月まで(試運転期間を含む) (2) 維持管理(保守点検等) 令和10年4月1日～令和25年3月31日まで(15年間)」(ただし事業者提案にもとづく)とありますが、要求水準書(案)P.3 2-3項の通り、設計・建設工事期間を短くした場合の維持管理開始日は発電施設の供用開始後からと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	3	1	1-9			事業期間終了後の措置	「本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。」とあります。本来の機能とは、要求水準5-2-4に記載の要求を満たしている状態のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	4	2	2-3	(3)	ア(オ)	応募資格について	提案評価委員会の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。と記載がありますが、委員及び委員を辞した者は公表されるものという理解でよろしいでしょうか。なお、「辞した者」の期間の定義についてご教示をお願いします。	委員は募集要項等にて公表します。なお、本回答日時点で委員を辞した者はありません。また、密接な関係がないことを要する期間は優先交渉権者が選定された時までとします。
9	5	2	2-3	(3)	イ(オ)	応募資格について	本事業の設計・建設工事について、業務分担を明確にした上で乙型JVを組成することは可能でしょうか。	沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領第3条に準じ、甲型JVとしてください。
10	5	2	2-3	(3)	イ(オ)	応募資格について	「本事業で対応する施工に関し、建設業法上の必要な資格者を配置できる者」と記載がありますが、本事業の設計・建設工事にJVで参加する場合、JVの代表企業、構成企業のいずれかから建設業法上の必要な資格者を配置すれば良い、という理解でよろしいでしょうか。	建設業法に基づき、建設工事を施工する構成企業は全社とも建設業法上必要な資格者を配置してください。
11	5	2	2-3	(3)	イ(オ)	応募資格について	「本事業で対応する施工に関し、建設業法上の必要な資格者を配置できる者」と記載がありますが、本事業に求められる資格は電気工事の監理技術者(または主任技術者)資格という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	9	別紙1				リスク分担(案) No.17, 18	No.17, 18の物価変動による費用増の内容ですが、※3において「一定の範囲」については募集要項において提示となっていますが、昨今の物価が著しく上昇しているため、上昇分の一定の範囲を含めて毎年変更していただけるようご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
13	9	別紙1				リスク分担(案) No.17, 18	No.17, 18の物価変動による費用増の内容ですが、物価変動による改定において参照する指数は、市場物価と緊密に連動するものを選定ください。例えば、企業向けサービスマン価格指数/下水道・廃棄物処理/下水道(日本銀行調査統計)は、変動推移が著しく実態とそぐわないことから、改定指数として適用ではないと思料します。	ご意見として承ります。
14	9	別紙1				リスク分担(案) No.17, 18	No.17, 18の物価変動による費用増の内容ですが、本事業は公告から実際の維持管理開始まで3年程度の期間があり、昨今の物価上昇の実態を適正に反映する必要があると思料します。内閣府民間資金等活用事業推進公表(令和6年7月3日)の「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」において、改定の基準日については、契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが望ましいとの記載があります。ゆえに本事業においても、改訂の基準日について考慮して頂くよう要望致します。	ご意見として承ります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
15	9	別紙1				リスク分担 (案) No.19	「構成企業の能力不足等による事業悪化」はリスク分担表において事業者の責ですが、要求水準書 (案) P.33 5-2-5項の性能未達の場合と同様に貴県とご相談させていただきながら対応や補償について協議するという理解でよろしいでしょうか。	構成企業の能力不足等による事業悪化が発生した場合の対応方法や補償の内容については県の承諾を得てください。
16	10	別紙1				リスク分担 (案) 注記※4について	注記※4の記載がありますが、リスク分担表のどの項目に該当するかご教示願います。	誤記のため、※4は削除します。